

医療用液体酸素納入要領

1. 納入場所は、滋賀医科大学医学部附属病院構内液体酸素装置とし、発注の都度その指定する日時を厳守し、液体酸素貯蔵タンク（納入場所 別紙参照）に注入するものとする。
2. 物品の納入は、タンクローリー車によるものとし、その都度製造工場のその物品についての出荷証明書を提出するものとする。
3. 納入は、本学職員立ち会いのうえ、液体酸素充填前に液体貯蔵タンクに備え付けの液面計により残量を確認した後、指示された数量を注入するものとする。
4. 納入業者は、納入の都度各都道府県公認の計量証明事業所発行の計量証明書を納品書とともに本学に提出するものとする。
5. 液体酸素の充填後は、本学職員立ち会いのうえ、装具の金具・バルブ等の締めつけを厳重に点検し、漏ガス等のないことを確認するものとする。
6. 液体酸素装置設備・タンクローリー車近くで喫煙したり、裸火を近づけてはいけない。
7. 液体酸素を可燃性物質、特に油脂類と絶対に接触させてはならない。
8. 液体酸素を指定された容器以外に流し込んではいけない。
9. その他、本納入要領に記載されていない事項並びに納入に際し、疑義が生じたときは、本学職員の指示に従うものとする。